

# 令和 6 年度 特別支援教育就学奨励 の申請について

恵庭市教育委員会

恵庭市では、経済的な理由により小・中学校への就学が困難と認められる世帯に対し、学用品費・給食費など、学校に必要な経費を一部援助する「特別支援教育就学奨励制度」を設けています。

**現在、就学奨励を受けている方も、新たに申請書を提出する必要があります。**  
【収入の変化等により認定されない場合があります】

## ア. 対象となる世帯(次の条件を全て満たす必要があります)

- 【1】小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒がいる世帯。
- 【2】就学援助制度(要保護・準要保護)の認定基準に当てはまらない世帯。
- 【3】世帯全員(血縁の有無に関わらず、現在同居している全員)の令和5年1月～12月の収入合計金額が限度額を下回る世帯。

世帯構成例 ※同居している方全員を、同一世帯(同一生計)として取り扱います。	目安となる年間収入 (給与収入のみの世帯の場合)
親(30歳)子(8歳)	約465万円
親(35歳)親(35歳)子(10歳)	約610万円
親(41歳)親(39歳)子(14歳)子(11歳)	約775万円
親(40歳)親(36歳)子(13歳)子(10歳)子(5歳)	約860万円
親(37歳)親(35歳)子(11歳)子(8歳)子(6歳)子(4歳)	約935万円

※限度額は、世帯構成・年齢等により変動します。

※二世帯住宅・間借り等は基本的に「同居」とみなします。ただし、生計が別である場合は、「証明する書類」を提出願います。  
証明する書類:「それぞれの同年同月の電気・ガス・水道料金の検針票または領収書(契約者が確認できるもの)」の写し(コピー)

## イ. 提出書類

1. 就学援助申請書
2. 申請書に記入していただいた振込指定口座にかかる通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるもの)
3. 収入に関する書類(同居している全員分) ※書類は返却しませんので、必ず写し(コピー)を提出願います  
※書類に不備がある場合、再提出をお願いすることとなります。

①	給与収入のみの方	令和5年分 源泉徴収票の写し
②	給与以外の収入がある方	令和5年分 確定申告書の写し
③	①、②以外の方 <small>住民税申告をした方・令和5年に収入がない方</small>	令和6年度 市民税・道民税申告書の写し
		【6月以降申請する方】令和6年度 所得・課税証明書(令和6年6月以降に各市町村で発行します。)
④	以下の給付金を受給している場合	
	Ⓐ … 失業している方	: 雇用保険受給者証の写し(失業給付金を受給している方)
	Ⓑ … ひとり親世帯	: 児童扶養手当受給証書の写し
	Ⓒ … 年金受給の方	: 国民年金・遺族年金・障害年金等の各種年金受給証明書または振込み通知書の写し
	Ⓓ … 特別児童扶養手当制度に該当している方	: 特別児童扶養手当受給書の写し

## ウ. 提出先・提出期限・結果送付時期

※一番年長のお子様が発学する小・中学校へ提出願います。(教育委員会窓口でも受け付けます。)

	提出先	提出期日
小・中学生どちらかの世帯	在学している小・中学校	令和6年3月1日(金)
小・中学生両方の世帯	在学している中学校	
新中学1年生が年長の世帯	在学している小学校	令和6年4月1日(月)
新小学1年生が年長の世帯	入学を予定している小学校	
結果送付時期	提出期日までに申請した世帯は、5月中に各申請者宛に郵送します (認定された場合は「4月認定」となります)。 ※郵送前のお問い合わせには応じかねますのでご了承願います。	

年度途中の申請・変更
【新規】申請は随時受け付けます。認定された場合、書類を提出した月が「認定月」となります。
【変更】世帯人数の変更などがあった場合、再審査が必要となります。詳細は裏面にある連絡先にお問い合わせ願います。

※書類内容の不備や提出書類の不足等があった場合は、再提出等に時間を要するため通知が遅くなります。

### ●申請の際は、世帯の状況(住所、世帯員など)を正しく届け出て下さい。

申請内容に疑義がある場合は、同居人の有無などを詳しく調査・確認したり、住居の契約書写しなど、実態を証明する書類を求めたりすることがあります。

特別支援教育就学奨励の認定を受けた後に、世帯の実態が就学奨励の対象に該当しないことが判明した場合は、認定を取り消したり、支給金品を返還いただく場合があります。

## 工. 援助の種類

- ・申請書に記載された指定口座へ振り込みます。
- ・費目によって、学校長口座等に直接振り込まれるものもあります(「支給時期」の欄参照)。

費目	援助対象	支給額等	支給時期	通知 郵送
学用品費	全ての小学生	5,820円 (途中認定時: 485円/月)	6月下旬: 学校長口座に教育 諸費相当分を振込 3月下旬: 差額を保護者に支給	
	全ての中学生	11,370円 (途中認定時: 948円/月)		
通学用品費	小学2～6年生・中学2～3年生	1,135円 (途中認定時: 95円/月)	3月下旬	○
新入学用品費	小学1年生 (4月認定のみ)	25,555円 ※通学用品費を含みます。	6月上旬	○
	中学1年生 (4月認定のみ)	28,990円 ※通学用品費を含みます。		
修学旅行費	修学旅行に参加した小・中学生 (修学旅行実施日までに認定)	実費の半額 ※おみやげ・おやつ代など、対象外の経費があります。	実施から 3ヵ月以内	○
校外活動費	校外活動に参加した小・中学生 (校外活動実施日までに認定)	経費の一部(交通費・見学費)について 小学生・・・800円を上限とする額 中学生・・・1,155円を上限とする額	実施から 3ヵ月以内	○
校外活動費 (宿泊学習)	宿泊学習に参加した小・中学生 (宿泊学習実施日までに認定)	経費の一部(交通費・見学費)について 小学生・・・1,845円を上限とする額 中学生・・・3,105円を上限とする額	実施から 3ヵ月以内	○
学校給食費	全ての小・中学生	実費の半額 (認定月より)	随時 (給食センター に直接振込)	
体育実技用具費	小学1・4年生および中学1年生 (12月までに認定) ※スキー・スケート・柔道のうち、 いずれかの授業がある	小学生(スケート授業あり)・・・5,905円 小学生(スキー授業あり)・・・13,250円 中学生(スキー授業あり)・・・19,015円 中学生(柔道授業あり)・・・1,900円を上限とする額 ※授業科目が重複する場合は、支給額が高いもののみとなります。	12月中旬	○
PTA会費	全ての小・中学生 ※世帯ごと(長子への支給)	経費の一部について 500円を上限とする額 ※支給時期後に認定の世帯は、原則保護者口座へ 支給しません(随時)。	8月下旬 (学校長口座 に直接振込)	
生徒会費	全ての中学生	経費の一部について 500円を上限とする額 ※支給時期後に認定の世帯は、原則保護者口座へ 支給しません(随時)。	8月下旬 (学校長口座 に直接振込)	
クラブ活動費	部活動に加入している、および 部活動後援会費を負担している中学生	経費の一部について 2,500円を上限とする額	11月下旬	○

### ◆◇問い合わせ先◇◆

恵庭市教育委員会教育総務課  
 ※申請書は恵庭市ホームページからも  
 印刷できます。  
<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

TEL: (0123) 33-3131 (内線1622)

FAX: (0123) 33-3137

E-mail: [kyouisoumu@city.eniwa.hokkaido.jp](mailto:kyouisoumu@city.eniwa.hokkaido.jp)